

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によつて、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人 ロースクール奨学金広島	特定非営利活動法人 増田義憲	特定非営利活動法人の代表者
内弁護士会館 六号 広島	市中区上八 丁堀二番六 広島	主たる事務所の所在地
この法人は、法化社会に対応した多様なニーズに応える弁護士を志し、広島県内所在の法科大学院に就学する学生に、奨学金の支給その他の援助を行うことにより、その志望を補助し、併せて弁護士過疎地域を解消し、もつて地域社会の住民の人権擁護と社会正義の実現に資することを目的とする。	・目的の変更 ・特定非営利活動に係る事業の変更	定款に記載された定款に係る事項の変更の内容
	平成二〇年三月二二日	年あ申月つ請日たの